

ちよつとした話題や
いい話ありませんか？
ご意見ご提案も
お待ちしています。
広報情報課広報情報係
までご連絡ください。

坂井 昭吉さん(庄川町三谷)が 法務大臣表彰を受賞!

坂井さんは、昭和56年に保護司に委嘱されて以来、多くの人々の更生と犯罪の予防に尽力されました。また、砺波保護区保護司会長や富山県保護司会連合会理事を務められ、更生保護制度の発展に貢献されました。



TEL 33-1111(内線 222・223) FAX 33-5325
E-mail koho@city.tonami.lg.jp

砺波市学校給食センターが 文部科学大臣表彰を受賞

市内の幼稚園や小中学校の給食を調理している砺波市学校給食センターが、11月26日、「学校給食優良調理場」として文部科学大臣から表彰されました。同センターは、栄養教諭などが頻繁に各学校を訪れ児童・生徒への栄養指導を行っていることや、地元食材のPRビデオを児童・生徒と一緒に制作するなどして「地産地消」の推進を積極的に呼びかけていることなどが高く評価されました。



待望の新橋が完成



11月22日、主要地方道富山庄川線の新しい「藤橋」が開通しました。

一級河川庄川に架かり、庄川町小牧地区と同湯山地区をつなぐ「藤橋」は、砺波市と南砺市利賀村を連絡し、沿線住民の生活を支える重要な橋梁です。旧「藤橋」は、架橋後半世紀あまり経過して老朽化していたほか、幅員が5.5mと狭く円滑な交通に支障をきたしていたことから、これに並行する新しい「藤橋」の建設が、平成9年度から進められていました。

新しい「藤橋」の延長は148mで、幅員は11m。十分に幅の広い車道と歩道が整備され、人も自動車も安全かつスムーズに通行できるようになりました。形状は、庄川峡の風光明媚な景観にマッチする朱色の美しいアーチ型です。

この日の完成式では、テープカットの後、大勢の地元住民の皆さんが“渡り初め”に参加し、地域の発展を支える新橋の開通を祝いました。



「広報となみ」を読んでチャレンジ! チャレンジ広報クイズ

- Q1~3の○に入る言葉または数字を今月号の「広報となみ」の中から見つけてください。
- Q1.「○○となみ野会」の設立総会が、11月23日、名古屋市内で開催されました。
 - Q2.年金天引きとなっている後期高齢者医療保険料や国民健康保険税は○○振替に変更できます。
 - Q3.全血献血は、1月○日(木)、市役所の正面玄関前で行うことができます。

●正解者の中から抽選で3名の方に「図書券1,000円分」をプレゼント!

応募方法 -----

はがき、封書、ファクスまたはEメールにて、次の①~⑤を書いて応募してください。
①Q1~3の答え ②住所 ③氏名(ペンネーム可) ④年齢 ⑤電話番号
(お知らせいただいた住所、氏名などの個人情報、広報となみへの掲載のみに使用します)
また、ご意見やイラストなどもお寄せください。
(掲載させていただくことがあります)

締切 1月10日(日)(必着)
宛先 〒939-1398 砺波市栄町7-3
砺波市広報情報課「広報クイズ」係
Eメール koho@city.tonami.lg.jp
(件名を「広報クイズ」としてください)
FAX 33-5325



近江美代さん

●先月の答えはA1.月 A2.日本 A3.19 でした。
応募総数51通の中から、次の3名の方が当選されました。
山田 亜裕美さん(鷹栖)、渡辺 俊一さん(鷹栖)、川辺 実さん(千代)
おめでとうございます!

「東海となみ野会」が設立されました ～東海地方との交流の懸け橋に～

「東海となみ野会」の設立総会が、11月23日、名古屋市内で開催されました。

この会は、砺波市または南砺市にゆかりのある東海地方在住者でつくる会で、会員相互の親睦を図ることや、両市の発展のため、東海地方で砺波地域のPRなどを行うことを目的としています。両市が平成21年4月に名古屋市内に設置した「砺波地域情報センター」が中心となり、設立に向け準備を進めていました。



武部会長

会員およそ100名が出席した総会では、武部芳宣さん（名古屋市長）が会長に選任されたほか、砺波地域の観光地を巡る「ふるさと訪問バスツアー」を平成22年春に実施することなどが決まりました。

設立にあたり、武部会長は、「故郷を同じくする者同士が、故郷を語りながら交流を深めることのできる、楽しい会になれば」とあいさつしました。

また、東海北陸自動車道の全線開通を踏まえ、この会の設立を発案した上田市市長は、「設立の日を迎え、感激で胸がいっぱい。会員の皆さんには、東海地方に両市の魅力を伝えていただけると大変ありがたい。東海地方の皆さんとの深い絆を築いていきたいと思います」と喜びの言葉を述べました。

東海地方にお住まいで砺波市や南砺市にゆかりのある方は、ぜひ、「東海となみ野会」にご入会ください！
申込み・問合せ 砺波地域情報センター ☎ 052-261-4237



安念千重子さんが太田こども園に

声楽家・安念千重子さん（太田）が、11月24日、太田こども園を訪れ、園児およそ130人とふれあいました。

これは、園児たちが、園外散歩で安念さんの自宅「アーベントホール」の敷地をよく訪れていることがきっかけで、初めて実現したものです。

園が、「先生の歌を聴き、子どもたちが歌の楽しみを味わうことができたら」と安念さんに来園をお願いしたところ、快く引き受けてくださいました。

安念さんは、森田礼子さん（庄川町三谷）のピアノ伴奏で、「まっかな秋」や「さっちゃん」など代表的な童謡を、園児たちに語りかけるように歌い上げました。また、身振り手振りを交えながら、「犬のおまわりさん」や「ぞうさん」などを園児たちと合唱。園児たちは、口を大きく開けて元気に歌っていました。



創作することの喜びを児童に

「第47回富山県発明とくふう展」が富山県民会館で開催され、次のとおり受賞されました。

おめでとうございます。



《学生・児童の部》 砺波市長賞

「かざみどりカラスげきたい機」

佐野 元紀くん（出町小5年）

*佐野くんは「砺波市少年少女発明クラブ」（指導者：齊藤源秋さん、水上昭次さん）の受講者です。

市民1人1ボランティア

～市民と行政が協働する
まちづくりを目指して～

「自分たちの地域は 自分たちの手で」

出町けやきの会

代表者 高道 勇 設立 平成17年11月
会員数 14人



朝起きて玄関を出ると、歩道に雪が積もっていました。「これでは子供たちは通れない、かわいそうだ」と思い、スコップなどで周辺歩道の除雪をしていると、近所の人も集まって一緒に除雪を始めました。そして、縁あって、富山県から除雪機械を借りることができ、ボランティアで県道の歩道の除雪をすることになったのです。

まだ薄暗い朝5時から7時まで、子供たちが通学する前に、交替しながら6人体制で除雪をします。ときには吹雪の中、顔を覆うようにして。雪の多い年は、約3か月で25回も除雪しました。

また、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」と、障害者や高齢者の一人暮らしのお宅の玄関先の除雪や、空き家の屋根雪下ろしのお手伝いもしています。

除雪を終えた後、何とも言えない充実感があります。何より、近所の方が「ありがとう」と言ってくれるその言葉に、支えられているような気がします。

平成21年8月には、(社)日本道路協会から表彰もされ、会員一同、今後も地域のために除雪していきたいと思っています。

インフォメーション

砺波市役所 tel 33-1111 fax 33-5325 ホームページ <http://www.city.tonami.toyama.jp/>

くらし・行政

製造事業所の皆さんへ 統計調査にご協力ください

広報情報課 内線281

経済産業省は、工業統計調査を平成21年12月31日現在で実施します。この調査は、製造業を営む事業所を対象とし、その活動実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料となるほか、企業、大学などの研究資料、学校の教材などとして利用されます。

なお、調査票に記入される情報は統計法に基づき適正に保護されますので、調査票については正確にご記入いただきますようお願いいたします。

農家や宮農組合の皆さんへ 統計調査にご協力ください

広報情報課 内線281

農林水産省は、「2010年世界農林業センサス」を平成22年2月1日現在で実施します。

この調査は、我が国の農林業の生産構造や就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を把握することを目的としています。調査結果は、農林行政の企画、立案などのために利用されます。

なお、調査票に記入される情報は統計法に基づき適正に保護されますので、調査票については正確にご記入いただきますようお願いいたします。

工場立地には届出が必要です

商工観光課 内線403

一定規模以上の工場を新設する場合や、工場の敷地面積、建築面積などを変更する場合は、工場立地法に基づき届出が必要です。

手続きなど詳細については、市のホームページをご覧ください。

届出の対象となる工場

製造業、電気・ガス・熱供給業（水力）、地熱発電所を除く）に関する工場で、次のいずれかに該当するものです。

- 一の団地内における敷地面積が9,000㎡以上
- 建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上

農地の賃借のあつせん

(財)砺波市農業公社 34-0011

農業公社では、やむを得ない事情があつて営農規模の縮小や離農を希望される方から農地を借り受け、営農規模の拡大を志向する農業者などに貸し付ける「農地保有合理化事業」を行っています。

この事業の利用を希望される方は、1月21日（木）までに砺波市農業公社へご連絡ください。

「砺波市まちづくり協働事業」を募集します！

一緒に地域の課題に取り組み、住みよいまちづくりを進めませんか。

市では、平成22年度に市民と行政が協働して行う事業を提案し、実施していただける団体を募集します。採用された事業には、30万円を上限に補助金を交付します。多数のご応募をお待ちしています！

応募できる団体
市内で社会貢献活動を行う、ボランティア団体、NPO法人、自治会・町内会、企業などで、要綱で定める要件を満たす団体（5人以上）

募集する事業
市民提案型事業（自由なテーマでご提案ください）

募集期間
1月20日（水）～2月26日（金）

事業説明会
日時 2月3日（水）午後6時30分～
場所 砺波市役所3階 小ホール
提案に必要な手続きをご説明します。参加される方は事前にご連絡ください。

審査（プレゼンテーション）・選考会
日時 3月中旬～下旬

応募先・問合せ
企画調整課市民協働・ボランティア支援係
☎33-1111（内線202）FAX 33-5325
Eメール kikaku@city.tonami.lg.jp

1月・2月の資源ごみ（紙ごみ含む）、不燃ごみ、プラごみの収集予定

地区	資源ごみ	不燃ごみ	プラごみ
出町	実施	実施	実施
庄下	実施	実施	実施
中野	実施	実施	実施
五鹿屋	★一部のステーションでのみ実施		
東野尻	★一部のステーションでのみ実施		
鷹栖	実施	実施	実施
若林	実施	実施	実施
林	★一部のステーションでのみ実施		
高波	実施	休止（※1）	休止（※1）
油田	★一部のステーションでのみ実施		
南般若	★一部のステーションでのみ実施		
柳瀬	実施（※2）	実施	実施
太田	実施	実施	実施
般若	実施	実施	実施
東般若	休止	実施	実施
梅檀野	★一部のステーションでのみ実施		
梅檀山	実施	実施	実施
東山見	休止	休止	実施
青島	休止	休止	実施
雄神	休止	休止	実施
種田	休止	休止	実施

※1…各自治会での回収は休止
※2…団地以外の自治会は2月のみ実施

●表中の「★一部のステーションでのみ実施」の地区については、回覧板や市ホームページで詳細をご確認ください。

問合せ 生活環境課 内線142

除雪機は安全に使用しましょう

(社) 日本農業機械工業会 / 除雪機安全協議会
☎03・3433・0415

- 毎冬、除雪機による事故が多発しています。除雪機を使用するときは次のことに注意しましょう。
- 詰まった雪を除去するときや機械を点検するときは、必ずエンジンを停止させること。
- 詰まった雪を除去するときは、必ず棒などを使用すること。
- 機械を操作するときは、足元や後方の障害物を確認すること。
- 除雪作業をするときは、雪を飛ばす方向に注意し、周囲に人を近づけないこと。

1月10日は「110番」の日

砺波警察署 ☎32・0110

事件や事故の緊急電話「110番」は、24時間、県内のどこからかけても警察本部の110番センターにつながります。このセンターでは、皆さんからの通報を受け、最も近くにいる警察官に現場へ急行するよう無線で指示します。「110番」したときは、慌てずに落ち着いて警察官の質問にお答えください。

お願い 事件や事故でない場合は、次の相談専用窓口の電話番号へおかけください。

☎076・442・0110
または#9110(プッシュ回線)

消防署からのお知らせ

砺波消防署 ☎33・0119

- ◆ 左義長の実施にあたって
- 火災とまぎらわしい煙などが発生する左義長は、事前の届出が必要です。地図を添付するなど実施場所を明示し砺波消防署へ届け出てください。届出書は砺波広域圏消防本部のホームページからダウンロードできます。
- 消火器、水の入ったバケツなど消火用具を準備してください。
- 残り火に注意し、完全に火が消えたことを確認してください。
- 風が強い場合は中止または延期し、砺波消防署に連絡してください。
- ◆ 積雪時の消防水利の確保について
- 降雪は、消火栓や防火水槽の使用を困難にさせ、消火活動に支障をきたすおそれがあります。消防署と各消防団では、一刻を争う火災発生時の消防水利を確保するため、消火栓や防火水槽の除雪を行っています。皆さんのご協力をお願いいたします。
- 除雪した雪を消火栓や防火水槽の近くに捨てないよう、注意しましょう。
- 消火栓や防火水槽の近くに駐車しないようにしましょう。
- 避難の妨げにならないよう、家の近くに雪を高く積み上げないようにしましょう。

家屋の異動の届出や償却資産の申告は平成22年2月1日(月)まで

● 建物の所有権移転、取り壊し、用途変更

平成22年1月1日現在の固定資産の所有状況を確認する必要があるため、次のような場合は届け出てください。

- ① 売買、譲渡などにより建物の所有権を移転した場合
- ② 建物を取り壊した場合
- ③ 事業用の建物の全部または一部を改築または改装し、居住用の建物に用途変更した場合
- ④ 居住用の建物の新築、改築、増築などをした場合
(ただし、平成21年中に市役所から家屋の調査にお伺いしている場合は、届出は不要です。)

※②～④の場合は、住宅用地にかかる税負担を軽減するための特例により、税額が変わる可能性があります。

● 償却資産についての申告

平成22年1月1日現在、市内で事業(製造業、小売業、農業など)を営んでいる法人または個人は、その事業のために使用している資産(構築物、機械、器具、備品、駐車場、広告塔、陳列ケースなど)の内容を申告してください。

平成20年度の税制改正により、償却資産の耐用年数が大幅に見直されました。特に、以前から申告されている方は、過去の申告内容をご確認のうえ、耐用年数の修正や、新規・廃却資産についての申告をお願いします。

ご利用ください 届出や申告に必要な書類の様式を市のホームページに掲載しています。

税務課資産税係 ☎内線 114～116

富山県特定(産業別)最低賃金の一部が改定されました

最低賃金の種類	時間額
玉軸受・ころ軸受、他に分類されない汎用機械器具・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	782円 ※
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	727円 ※
百貨店、総合スーパー最低賃金	750円
自動車(新車)小売業最低賃金	760円

※平成21年12月30日から発効

● 富山県では、このほか4種類の特定(産業別)最低賃金が定められています。

● 特定(産業別)最低賃金が適用される使用者以外のすべての使用者に適用される「富山県(地域別)最低賃金」は、679円です。

富山労働局賃金室 ☎076-432-2735